

「佐倉市地域防災計画（修正案）に係る意見公募について」
に寄せられた意見と市の考え方について

（１）意見募集結果

意見募集期間	平成26年12月 1日から 平成27年 1月 7日まで
意見募集結果	意見提出者数 1人（1個人）
	意見数 6件
意見に対する対応	意見を参考に案を修正したもの 3件
	原案のとおりとしたもの 3件

（２）意見の内容と市の対応

No	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
1	震-2-108 に第 23 節に「事業継続計画等の策定」を新設していますが、業務継続も事業継続も同じ Business Continuity Plan の表記をしているが、別な内容や概念にするのであればあえて英語表記は不要ではないか。 震-3-99 や震-3-173 では医療関係、日本郵政についても業務継続計画という表現が使われています。 なお、業務継続計画という表現を使うのであれば国交省関東地方整備局の内容も参考になると思います。	業務継続計画及び事業継続計画につきましては、緊急時の重要業務の継続を目的としており、その概念等に違いはありません。一般的に、民間企業では「事業継続計画」、行政では「業務継続計画」とされる場合が多く、佐倉市地域防災計画（修正案）におきましても、これを踏まえ、別の表記とさせていただいております。 ただし、「 Business Continuity Plan 」の表記につきましては、なじみのある表記ではないと考えることから、「 BCP 」と表記を修正いたします。 次に、医療機関等の BCP に関する記載につきましては、上記の区分けを踏まえ、「業務継続計画」から「事業継続計画」と表記を修正いたします。	有
2	要配慮者、避難時行動要支援者に見直しされていますが、総-3-10 社会福祉協議会では要援護者の表現になっていますので、内容の見直しが必要か確認されたら如何でしょうか。	ご指摘のとおり「災害時要援護者」から「要配慮者」と表記を修正いたします。	有
3	震-3-26 では防災防犯課→市役所敷地内→ミレセンの順になっており、第二順位として議会棟の選択もありうると思われるが本庁舎と入口が共用なので、別入り口等の対策案を考えておいたかどうか。	議会棟につきましては、佐倉市役所敷地内に存する他の施設のひとつであることから、災害対策本部設置の代替施設候補となっております。 なお、入口につきましても、議会棟専用の入口がありますことから、立入に問題はないものと考えております。	無

4	<p>震-3-52 で応援の受け入れについて記載しているが、受け入れ訓練が必要と思われます。近隣自治体との相互応援として実施という方法も考えられる。</p>	<p>ご意見として承ります。 なお、震-2-106 及び震-2-107 に防災訓練に関する記載を行っているところですが、当該箇所にも、相互応援に関する訓練に限定せず、「県や他市町村等と連携し訓練を実施する」旨の記載を追加いたします。</p>	有
5	<p>広報内容、手段について記載されていますが、音声放送、文字情報など特性による違いがありますので、使い分けを考えておいたら良いのではないかと。 震-3-69 には臨時災害 FM が含まれていませんが、臨時災害 FM については具体的な放送方法を考えておいた方が良く考えます。</p>	<p>音声放送及び文字情報の使い分けにつきましては、複数の情報伝達手段を用いることによって、漏れのないよう情報伝達を行う必要があることから、基本的には、同時かつ同内容を複数の情報伝達手段を用いて提供をすることとしております。 なお、音声放送に比べ、文字情報提供の方が、情報伝達漏れの防止に有効であることから、メール配信サービスの普及促進に努めているところです。 臨時災害 FM 放送につきましては、佐倉市の場合、臨時災害 FM 放送局の開設が許可された後、「臨時災害 FM 放送に関する協定」に基づき、株式会社広域高速ネット二九六に対し、臨時災害 FM 放送実施の要請を行い、放送準備が整い次第、放送を開始する流れとなっております。 このため、放送開始までは、ある程度の時間を要することとなり、震-3-69 にあります「避難準備情報の発表、避難勧告又は指示の発令」といった緊急性の高い情報を伝達手段としては、運用が間に合わない可能性が高いことから、伝達方法からは除いております。</p>	無
6	<p>市内ではポンプ車等が入っていけないような狭隘な道路しかない地域が見受けられます。震災等の広域災害の場合急傾斜地のみの建築制限でなく、いわゆる木造密集地域についても建築制限の検討対象としては如何でしょうか。</p>	<p>密集市街地のうち、延焼危険性や避難困難性が特に高く、地震時等において、大規模な火災の可能性、あるいは道路閉塞による地区外への避難経路の喪失の可能性があり、生命・財産の安全性の確保が著しく困難で、重点的な改善が必要な「地震時等に著しく危険な密集市街地」につきましては、佐倉市内においては存在していません。 また、佐倉市内の不燃領域率は、概ね50%以上であり、佐倉市防災アセスメント調査においても、延焼の危険性はないものとして、想定を行っております。</p>	無

		<p>なお、市では、都市計画の見直し時期に建築物の現況や公共施設の配置状況等を勘案しながら、防火地域や準防火地域を指定し、耐火建築物又は準耐火建築物の建築の促進を図っているほか、建築基準法第22条によるいわゆる屋根不燃区域に佐倉市全域が指定されていることから、これに基づき、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置の指導を行っているところです。</p>	
--	--	--	--